



埼玉県発行

規 則

目

次

○埼玉県土砂の排出、 部を改正する規則 規制に関する条例施行規則の一 たい積等の

(産業廃棄物指導課)

○教育局等の職員の勤務時間に関 する規程の一部を改正する訓令

(教委・総務課)

示

○埼玉県借上職員住宅調達・管理 等業務に関する入札公告

 \bigcirc

(職員健康支援課)

○特定非営利活動法人の設立に係 る公告 (NPO活動推進課)

> ○特定非営利活動法人の定款の変 更に係る公告

(NPO活動推進課)

三

○県道二本木飯能線の区域の変更

飯 能県土)

四

訓

○県道春日部久喜線の区域の変更

(杉戸県土) 四

○開発行為に関する工事の完了公 (川越建築安全センター) <u>Ŧ</u>i.

 \bigcirc

告

<u>Ŧ</u>i.

る

(越谷建築安全センター)

○技能教育のための施設の所在地 (高校教育指導課)

五.

変更

規 則

をここに公布する。 埼玉県土砂の排出、 たい積等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

平成二十一年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

4

所属長は、

前項の規定により休憩時間を四十五分間とした職員に対し、

同項に

埼玉県教育委員会訓令第七号

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め

県立教育機関 埼玉県教育局

平成二十一年十二月八日

五.

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の 一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程 (昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三

号)の一部を次のように改正する

第一条に次の二項を加える。

3 項の規定にかかわらず、教育長が別に定めるところにより、当該職員の休憩時間 務時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。 を午後零時から四十五分間とすることができる。この場合における当該職員の勤 所属長は、 職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合には、 第

埼玉県規則第百九号

規則 埼玉県土砂の排出、 たい積等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する

則第百十九号)の一部を次のように改正する。 埼玉県土砂の排出、 たい積等の規制に関する条例施行規則 (平成十四年埼玉県規

第十七条第一項第十六号中「許可」の下に「(同条第七項の規定により許可があっ 第十四条中 「第五条第一項」を「第六条第一項第一号」に改める。

たものとみなされる場合を含む。)」を加える。

の施行の日から施行する。 十六号の改正規定は農地法等の この規則中第十四条の改正規定は平成二十二年四月一日から、 一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号) 第十七条第一項第

とし、午後零時から一時間を休憩時間とすることができる。 にかかわらず、当該勤務日における勤務時間を午前八時十五分から午後五時まで 規定する勤務時間の開始前に特に勤務を命ずる必要がある場合には、同項の規定

別表福利課の項休憩時間の欄中「一時間」の下に「又は四十五分間」を加える。 則

この訓令は、 平成二十二年一月一日から施行する



3

埼玉県告示第千六百十一号

次のとおり一般競争入札に付する。 平成二十一年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

<u>-</u> 購入等件名及び数量

埼玉県借上職員住宅調達・管理等業務委託 H |

2 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

履行期間

3

場合は、当該契約を解除する。 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 平成22年2月1日(月)から平成24年1月31日(火)まで。ただし、翌年度

(4) 履行場所

埼玉県総務部職員健康支援課長が指定する場所

5 人札方法

かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、 セントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるとき なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パー 入札金額については、委託業務1戸分の1月あたりの単価を記載すること。

競争人札参加資格

2

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 者にあること
- (2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加 停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停 止措置を受けていない者であること。
- 受けていない者であること。 除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排
- さいたま市内に本支店又は営業所があるこ 7
- 借上社宅管理代行業務の実績があること。
- 本件業務について、仕様書等の要求する事項を確実に履行できる者である (詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。
- 入札書の提出場所等

ယ

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問い合わせ先

員健康支援課厚生事業・職員住宅担当 丸山 光子 電話048-830-2462 (直 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部職

(2)

入札説明書及び仕様書の交付方法

午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)に、 て交付する(事前に電話により連絡すること。)。 平成21年12月14日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前10時から 上記(1)の交付場所におい

入札・開札の場所及び日時

3

埼玉県庁職員会館健康相談・研修室 平成21年12月25日 (金) 午前10時

郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

(4)

(木) 午後5時 埼玉県総務部職員健康支援課厚生事業·職員住宅担当 平成21年12月24日

なお、書留郵便によること

A みの句

(1) 入札保証金及び契約保証金

Y 人札保証金

う。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する だし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」とい に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。た 入札者は、見積もった契約金額に入札説明書に示す延べ戸数を乗じた金額

契約保証金

財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。 約保証金の率 (100分の10以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、 契約の相手方は、契約金額に入札説明書に示す延べ戸数を乗じた金額に契

2 入札者に要求される事項

札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出 した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 上記 3 (1)の提出場所に平成21年12月17日(木)午後 5 時までに提出し、競争入 この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする

- この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする 財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低

その他詳細は、入札説明書及び仕様書による

埼玉県告示第千六百十二号

非営利活動法人を設立しようとする者か 第七号)第十条第一項の規定により特定 特定非営利活動促進法(平成十年法律 次のとおり申請書が提出されたの

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 書を申請のあった日から二月間、県民生 なお、当該申請に係る定款、役員名簿、 同条第二項の規定により公告する。

> 方法並びにインターネットを利用する方 法(埼玉県NPO情報ステーション (http://www.saitamaken-npo.net/)) ∵

申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名

特定非営利活動法人あゆみ

三 代表者の氏名

兀 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市桜区西堀六丁目

<u>Ŧ</u>i. 定款に記載された目的

番六—二一〇号

ことのできる福祉に貢献することを目 的とする。 福祉事業や地域に根ざした諸活動を行 し、介護及び自立支援とともに、保健 い、自立して心豊かに安心して暮らす この法人は、高齢者及び障害者に対

埼玉県告示第千六百十三号

が提出されたので、同条第五項において 非営利活動法人から、次のとおり申請書 定款の変更の認証を受けようとする特定 第七号)第二十五条第四項の規定により 特定非営利活動促進法(平成十年法律

活部NPO活動推進課において備え置く | 準用する同法第十条第二項の規定により より縦覧に供する。 びに当該定款の変更の日の属する事業年 公告する 度及び翌事業年度の事業計画書及び収支 なお、当該申請に係る変更後の定款並

平成二十一年十二月八日 民生活部NPO活動推進課において備え 予算書を申請のあった日から二月間、県

埼玉県知事 田 清 司

平成二十一年十一月三十日 る方法 置く方法並びにインターネットを利用す より縦覧に供する。 (http://www.saitamaken-npo.net/))

(埼玉県NPO情報ステーション

申請のあった年月日 埼玉県知事 田

平成二十一年十二月八日

清 司

_ 特定非営利活動法人の名称 平成二十一年十二月一日

三 代表者の氏名

特定非営利活動法人みれっと

兀 目三〇二番地二 埼玉県さいたま市大宮区天沼町一丁 主たる事務所の所在地 佳代子

<u>Ŧ</u>i. 定款に記載された目的

疾患の子を持つ保護者の情報交換と子 的とする 正しい知識の普及活動を行うことを目 育て支援、 (変更前) この法人は、 および一般にアレルギーの アレルギー

る相談対応及び普及・啓発を行い、 するアレルギー疾患の発症予防に関す 民を対象として、主に食や環境に起因 (変更後) この法人は、広く一般市

を通じて、保護者が抱える多様な社会 らには、子どもの保護者の仲間づくり 進に寄与する。 問題等の解決に努め、もって公益の増

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四十号

区域を次のように変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十一年十二月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

平成二十一年十二月八日

道路の種類 県道

埼玉県飯能県土整備事務所長

蓮

池

博

路 線 名 二本木飯能線

道路の区域

	新	IΒ	旧新別
	入間市大字南峯字桂ノ里八四番一地先		区
		間	
	九・五七~	七・五八~	(メートル)敷 地 の 幅 員
	自転車歩行者道整備工事による。		備
			考

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、

道路の

区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成二十一年十二月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

路 線 名 春日部久喜線

道路の種類

県道

道路の区域

新 B 一 南南	新 A 南	旧 A	旧 新 別
南三丁目一八八番地先まで 四南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原一三七一番一地先から久喜市 一六・〇〇~	南三丁目一八八番地先まで	南埼玉郡宮代町大字和戸字芝原一三四三番一地先から久喜市_	区間
八・〇〇~	六・九○~ 二九・六三	六・九○~	(メートル)敷 地 の 幅 員
一七〇二・三八	- - - - - - ((メートル)長	
	備考		

平成二十一年十二月八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平 井 順

-4 -

埼玉県川越建築安全センター所長告示第

の開発行為に関する工事が完了したの 都市計画法 第三十六条第三項の規定により、 公告する。 (昭和四十三年法律第百 次

平成二十一年十二月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 林 祥 文

平成二十一年十一月十七日

検査済証番号 指令川建セ第二一〇〇二二二 号

平成二十一年十二月 \mathbb{H}

開発区域に含まれる地域の名称 第二一〇一三六号

Б. 一二番一の一部、 五一三番三

人間郡毛呂山町大字前久保字五反田

匹 開発許可を受けた者の住所及び氏名 入間郡毛呂山町大字前久保五一二番

新井

地

埼玉県川越建築安全センター所長告示第

都市計画法 (昭和四十三年法律第 百

で、

公告する

発行日

週

火曜日・金曜日

購読料金

料

金 を

含 兀 百

年 便

四万三千

円

発 行 者

○四八一八二

四

(代表)

百三十七号

号 の開発行為に関する工事が完了したの 第三十六条第三項の規定により、 公告する 次

平成二十一年十二月八日

埼玉県川越建築安全センター所長

林

祥 文

許可番号

平成二十一年十一月二十日

指令川建セ第二一〇一〇六〇号

検査済証番号

平成二十一年十二月 日

第二一〇一三五号

開発区域に含まれる地域の名称 比企郡小川町大字腰越字明登一四〇

三

四

兀 開発許可を受けた者の住所及び氏名 比企郡嵐山町大字平澤六二―一ニュ

小林 伸

ーシテイウェストB一○一

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第

千百三号

号 の開発行為に関する工事が完了したの 都市計画法 第三十六条第三項の規定により、 昭 和四十三年法律第百 次

平成二十一年十二月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長

平成二十一年十一月二十四日

検査済証番号

坂 巻

男

許可番号

指令越建セ第二一〇〇〇二一号

平成二十一年十一月二十四日

第三〇四-

開発区域に含まれる地域の名称 北葛飾郡鷲宮町大字西大輪字上古川

四

開発許可を受けた者の住所及び氏名 北葛飾郡鷲宮町鷲宮五―二三―二

文男

埼玉県教委告示第三十五号

規定により公示する。 よる技能教育のための施設の所在地の変更に係る届出があったので、 学校教育法施行令(昭和一 一十八年政令第三百四十号) 第三十四条第一 同条第三項の 項の規定に

平成二十一年十二月八日

所在地を変更する技能教育のための施設の名称

埼玉県教育委員会委員長

松

居

和

星槎学園高等部大宮校 (埼玉県さいたま市見沼区東大宮五丁目二番地十三)

変更の内容

白 第		
施設の所在地	変更事項	
五丁目二番地十三 埼玉県さいたま市見沼区東大宮	変更前	
百五十八番地一埼玉県さいたま市北区本郷町二	変更後	

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 http://www.pref.saitama.lg.jp/A 01 埼玉県報ホームページアドレス

/BA 00/kenpouhome/fr_top.htm 関

印刷所 ○四八 さいたま市南区別所三― 一八六二—二九〇 $\overline{}$

東

図

書

式

会

社